

東京大学特別教授室内規

平成31年3月7日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学特別教授室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 室は、室長及び室員をもって構成する。

2 室長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 室長は、室の業務を統括する。

4 室員は、特別教授（東京大学教員の新たな人事制度の取扱いについて（平成25年10月31日役員会決定）第12章（「東京大学特別教授」制度）に規定する特別教授をいう。）及びその他必要な職員とする。

(事務)

第3条 室の事務は、本部関係各課及び関係部局の協力を得て、本部人事企画課において処理する。

(補則)

第4条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。